

議案第 8 1 号

白岡市長等の給料の額の特例に関する条例

(市長の給料の額の特例)

第 1 条 市長の給料の月額は、令和 7 年 1 0 月 1 日から同月 3 1 日（この条例の施行の日に在職する市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年白岡町条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号に規定する額からその額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長の給料の額の特例)

第 2 条 副市長の給料の月額は、令和 7 年 1 0 月 1 日から同月 3 1 日（この条例の施行の日に在職する副市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、条例第 3 条の規定にかかわらず、同条第 2 号に規定する額からその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日限り、その効力を失う。

令和 7 年 9 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

令和 7 年 5 月 6 日に発生した白岡市役所庁舎火災に対する責任を鑑み、市長及び副市長の給料を減額するため、この案を提出するものである。